

# 住宅時事往來

外国人の居住問題を考える NO.6 1993/December

編集・発行: まち居住研究会(ジオ・プランニング内)  
東京都千代田区飯田橋4-5-4, #201 〒102  
tel. 03-3238-0574 fax. 03-3238-7878

editing & publication: The Community Living Research Group  
c/o GEO planning, Inc.: 4-5-4, #201 Iidabashi  
Chiyoda-ku, Tokyo 〒102

今回の「住宅時事往來」では、2つのテーマを取り上げた。ひとつは、外国人と身近に接する日本人にとっての外国人の居住問題というテーマである。これまで本誌では、主として外国人側の視点から彼らの居住問題を見てきたが、家主や不動産屋、日常的に彼らと接する近隣の人々にとって、この問題はどうか捉えられているのだろうか。それぞれの立場での意見を伺い、外国人の居住問題をより多面的に考えてみた。一方、日本でニューカマーズの外国人が急増したと言われ始めてすでに10年近くが経過している。外国人の抱える居住問題も変化し多様化しており、外国人の住宅問題への対応や日本人と外国人の共存のあり方について、現実的な議論が必要な時期になっていると言えよう。そこで2つめのテーマとして、特にまちづくりの視点からこの問題を検討していくための課題について取り上げた。住宅問題・まちづくり・移民問題などの専門家の方々からご意見をいただき、今後考えていかなければならない課題の整理を試みた。

## アパートを貸す側の家主・不動産屋も対応に苦勞している

外国人と身近に接する地域の人びとにとって、外国人の居住問題はどうか捉えられているのだろうか。もちろんその地域の成り立ちや外国人居住が進んだ経緯、外国人が増加してからの経年数などによって、地域の人びとの捉え方に大きな違いが生じていることは想像に難くない。ここでは、早くからニューカマーズの外国人、特にアジアからの外国人の集住が進んだ新宿区大久保周辺地域の状況を中心に報告する。(\*)

大久保周辺地域では、たしかに今でも「外国人」を一括りで捉え、彼らの入居を全て拒否する不動産屋・家主も少なくない。しかし一方、この地域では日本人よりも外国人の住宅需要が高く、特に現在の不況下で空家にするか外国人を入居させるかという選択を迫られる場合も多い。その結果、外国人を全て拒否する不動

産屋・家主と、外国人に対応する不動産屋・家主とははっきり分かれる傾向が現れている。では、外国人にも対応しようとする不動産屋・家主にとっては、どういう問題が存在するのだろうか。

住宅を借りる際、入居時に多額のお金を払わなければならないこと、特に礼金について納得できないと感じる外国人は多い。一般に賃貸借契約期間は2年であり、2

年未満で帰国や移転しようすると礼金分が割高になることにも不満を感じる。しかし、家主からみれば、これは従来一般的なシステムであり、あらかじめ礼金や更新料を組み込んで経営採算を考える。従って、どうしても礼金や更新料がいやだという場合は、外国人専用マンションでよく見られるように、その分を2年間・24ヵ月に割り振って家賃に上乗せする方法があるが、家主にとっては前払い的な礼金の方が有利なことは事実だろう。

さて、貸す側が外国人の入居時に直面するのは、やはりまず言葉の対応や、賃

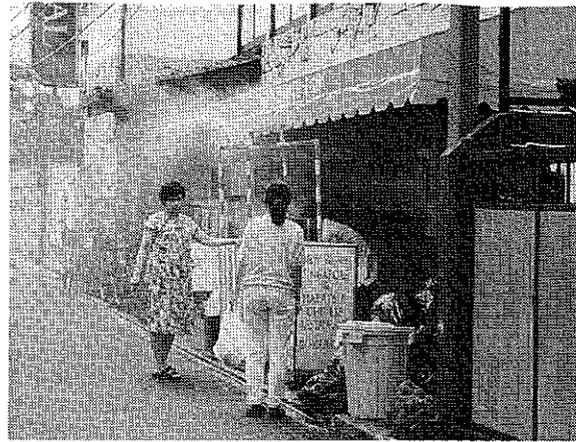
## 外国人居住を語る



貸システムの説明・住まい方の説明などの変さである。ただ最近、日本での住宅探しの難しさを痛感し、日本語のわかる人と一緒に探しにきたり、また生活習慣等についても例えばゴミの出し方などの情報は既に得ている外国人が多い。外国人が急増した当初に比べると、このような問題は少なくなりつつあると言っている。

外国人が入居し生活する中で問題として、同居や又貸しが進むこと、住宅の使い方の違い、騒音などを家主からよく聞く。住宅を借りにくい外国人にとっては、来日当初はまず友人の家に転がり込むしかない。しかし家主にしてみれば、同居や又貸しが進むことで誰が住み何が起きているのか全くわからずその住戸の責任が不明確になってしまうため、これを避けたいと思うのは当然だろう。住宅の使い方は、特に老朽化した木賃アパートで問題になっている。設備共用の古い木賃アパートでは、生活が1住戸内で完結せずトイレ・廊下・玄関などの共用部分があるため、例えばトイレで紙を使わず水で洗う習慣のある外国人居住者が使うと、いつも水びたしになってしまうといった、生活習慣の違いによるトラブルが起こる。しかも、このようなアパートでは高齢の家主が細々と自分で管理している場合も多く、家主が清掃したり注意したりといちいち対応しなければならない負担は大きい。そして、そのような問題が起こったときに、相談し解決してくれる所もないのが現状である。一方、RC造賃貸マンションでは設備専用のため、共用部分の使い方の問題はない。マンションでは不動産管理会社が間に入って管理を行うことが多く、そこでは家主の直接管理の場合よりもビジネスとしての客観的な判断で入居者を選別する傾向がある。従って、家賃をきちんと支払えるかという点では入居者のチェックはより厳密になる。また管理会社といえども外国人への言葉の対応・説明の手間は負担だが、今や日本人より外国人の需要の多い大久保周辺地域では、経営的な判断から外国人可・外国人専用として積極的に展開するマンションも現れているのである。

さて、最近では新たに更新料の支払い拒否や立ち退き料の請求などでもめるケースも聞かれるようになった。これは、外国人の居住が長期化するにつれて日本の借家法などの情報を得て起きているものだという。



大久保に出現したシンガポール・レストラン。サティ（焼き肉）の煙が漂うこの一角は東南アジアの街角そのもの。

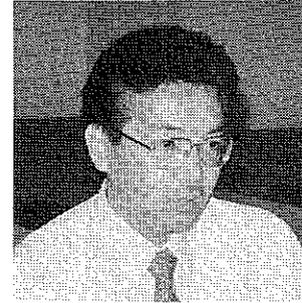
以上のようなケースは、必ずしも外国人固有の問題ではなく、日本の賃貸住宅システム自体が抱える問題も含まれており、それらが外国人の居住を通じて顕在化してきたとも言えるだろう。

### 地域住民の反応は 何とかつきあうか無関心か

一方、地域に外国人が増加することについて、住民はどう考えているのだろうか。外国人の居住密度が非常に高く、一時期は道ですれ違う人の半数以上が外国人だったという大久保周辺地域では、そこで住宅を貸したり商店経営をしている人たちにとって、彼らは顧客としての存在である。従って、日々の生活の中で、いい面・悪い面を含めて彼らとつきあっていかなければならず、様々なトラブルを重ねる中で「外国人といってもいろいろ」という見方ができるようになる。しかし、それ以外の住民の多くは、表面的に自分たちの生活に影響がなければ近隣で何が起ころうと無関心だという。これは、地域のつながりが薄れつつある大都市、特に新宿のように流動層の多い地域の一般的な姿と言えるかもしれない。またこのことが地域に外国人が多数居住していく要因の一つであったとも言えよう。しかし、このような無関心さは他方、地域と全く隔絶した社会の形成を促しかねず、生活環境の悪化や荒廃への懸念を感じざるを得ない。

\* 私たちが参画した外国人居住研究会による調査研究報告書「東京における外国人居住者の住まいと住環境に関する研究（その1）（その2）」（発行/住宅総合研究財団）を参照のこと

### 日本人からみた 外国人居住



## 外国人への対応は手間がかかるが ノウハウができればビジネスも可能

荻野政男さん（イチイ産業専務取締役）

イチイ産業は不動産管理を業務とし、管理物件中約100戸に外国人（英会話教師・欧米人中心）が住んでいる。荻野さんは、自分がイギリスに住んだ体験から、日本にいる外国人も住宅に苦勞しているだろうと積極的に対応してきた。住宅管理を管理会社に委託する家主が増えている中、管理会社として外国人居住にからむ問題を、日本の賃貸住宅経営管理システムの特徴を交えて語ってもらった。

#### \*外国人の居住期間の長期化で新たな問題が出現

外国人に関連するトラブルとしては、ゴミの出し方や料理の匂いなど、従来から言われている生活習慣の違いによるもの他、特に最近の傾向として、居住長期化に伴う契約更新の問題が出てきた。更新料の支払い拒否や家賃据え置き・値下げの要求など。入居契約時はとりあえず入居したいので、更新料の支払いも一応了承し契約書に署名するが、いざ更新になると「更新料は不当だ」と支払いを拒否する。これは、実は外国人向け雑誌で「日本の借家法によれば、更新料は特に支払わなくてもいい」という情報を得たこと。実際は、借家法では契約時に更新料について特に取決めがない場合には支払わなくてもいいと言っているだけなのだが、断片的な情報を得た外国人が更新料は違法だと主張する。どう説明しても納得しない場合は1ヵ月の更新料を半月分にして何とか払ってもらおう。これでは日本人に貸す場合と外国人の場合との間に利益の差が生ずることになり、家主は次から外国人拒否となってしまう。また、すぐ帰国するだろうと契約書もろくに作らず安易に入居させ、立ち退き等でもめたという話も聞く。このように、日本のシステムについて断片的な情報を得て、それが問題になる場合が出てきた。

\*日本の賃貸住宅経営システムを理解してもらうこと  
アメリカでは家賃を滞納しなかったり、いい居住者であれば、更新後の家賃を下げたり家賃1ヵ月分をまけてくれる例もあるという。外国人が更新料を拒否する場合の理由の一つとして必ず「自分はいいテナントだった」と言ってくる。また、更新料はただ支払うだけで、リフォームなど居住者の利益に使われない点も納得がいかないのだろう。しかし、経営採算を検討する当初に礼金や更新料も含めてシミュレーションしているので、経営システム上止むを得ない。礼金・更新料を取らず家賃を高く設定して経営している外国人専用マンションがあるが、この場合は礼金・更新料分を家

賃に上乗せするだけでなく、外国人を入居させるというリスクの部分を家賃に乗せて、トータルで見れば多分一般のシステムより高くなっているはず。日本のシステムを理解しようとする外国人には、これらのことを礼金・更新料と家賃の関係できちんと説明し納得してもらおうようにしている。

#### \*外国人への対応は実際手間がかかる

外国人は言葉の対応や生活習慣の説明など日本人より手間がかかるので、不動産屋や家主のビジネス面から考えると不利なのは事実。外国人を入れた場合の管理料を日本人より高くもらえれば、管理会社としても採算の問題は解消され、外国語のできるスタッフを揃えるといった対応も可能になるが、実際にはそうはいかない。外国人に限らず高齢者など将来的に不利益になりそうな入居者は断る家主が多いが、民間の経営者としては止むを得ない面もある。行政がただ入居させろと言うだけではダメで、例えば建設費の助成など具体的な支援が必要だろう。また、日本の借家システムは昔からの慣習のまま現在に至っており、まだ近代的な管理システムとして確立されていないのだと思う。

\*最近の住宅需要の停滞が外国人に門戸を開く契機に  
一方、経済不況の影響で賃貸住宅は供給過剰の借り手市場になっているため、外国人の入居について近年家主も寛容になる傾向があり、礼金をなくす交渉しているものもある。極端な言い方をすれば、手間やトラブルはあっても空室にしておくよりはいいという実利的な考えだろう。当社では、外国人の居住管理に対応する国際部を再開するため、最近その専属スタッフを2人採用し、これから積極的に展開するつもり。外国人は一般に日本人より家賃滞納が少ないし、共用部分をきちんと使うなど周辺環境への意識は日本人よりむしろ高い人が多い。うちが外国人にきちんと対応しそれなりに実績が上がれば、他にも対応しようとする不動産管理会社が出てくるのではないかと。

## 日本人からみた 外国人居住



## 長期居住者が多くなっていくこれからが 外国人借家人をもつ家主の正念場

中村晴子さん(外国人が住むアパートの大家さん)

終戦直後から新宿区に住み、アパート経営をはじめて30年近くになるという中村さん。少女時代、中国人留学生が帰国後反日運動に走ったという話を聞き、ずっと残念に思っていた。そこで来日した人にいい思い出をもって帰国してほしいと自宅を増改築して賃貸をはじめた。外国人だからと差別せず、状況に応じて誠意をつくって対応してきた大家さんがここにきて遭遇した体験を語ってもらった。

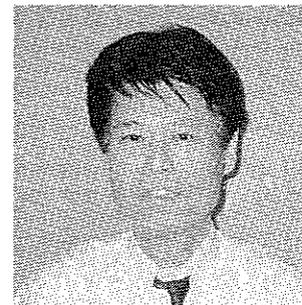
**\*お金も知人も少ない誠実な人なら国籍は問わない**  
賃貸をはじめようになった昭和30年代後半から歌舞伎町がにぎやかになりだした。水商売の人は断るが、来日目的のしっかりした人なら国籍を問わずに貸すことにしていたので、米・英・独・仏・伊・インドネシア・ベトナムなど、数えきれないくらい多くの国の人が入居した。ある国の人が入ると友人を呼ぶので、その国の人が多くなる。昭和55年頃から平成3年頃まではタイ人が、平成3年頃からは中国人が多い。昔は本人に会った時の感触だけで入居を決めていたが、今は学生証・パスポート・外国人登録証・連絡先程度の保証人は確認している。また契約時に何人で住むのかわかっていたら複数同居も部屋の広さに応じて認めている。敷地内の3棟には現在(93年10月)、中国人留学生・就学生が5人、マレーシア人留学生が3人、韓国人留学生が1人、ニュージーランド人が1人、アメリカ人が1人、日本人が3人住んでいる。

**\*借家法は家主にとって束縛が多い**  
昭和48年頃から家族の都合で別のところに住むようになり、私は週1回位行くようにしていたが、数年前からは管理を近くの不動産屋に頼んでいた。その間、建物も老朽化し、火災も心配だったので、全部建て替えて不燃のRCマンションにしようかと考えたこともあった。建て替え後も留学生が払える限度の1室5万円でシャワー付きができないとか、思いきって管理人付き高齢者施設にでもしようとか、いろいろ悩んだ。ところが全面建て替えをすると、借家人全員に立ち退いてもらわなければならない、それは時間も費用も心労も大きい。前から住んでいる人には改定された借家法は適用されず、大家にとって非常に束縛が多く難しいということがわかってきた。結局、自宅用の一部を改築しただけで、全面建て替えは断念した。

**\*長期居住者との間にトラブルが発生**  
今までは不動産屋が驚くほど借家人とのトラブルが少

なかった。この30年間で突然帰国による家賃未払いなど数件。ところがここにきて長期居住者との間に思いがけず問題が起きてしまった。日本の事情が分かってくると居住者としての権利を主張するようになるのだろうか。今、裁判までおこされて困惑している。相手が裁判まで訴えるようになった直接の原因は、私の愛犬。子供たちも独立し2年前にここへ戻ってきたとき何も考えずに犬も連れてきた。老女の一人暮らしだから、犬と一緒に安心と思って。ところが契約書に「借家人はペットを飼わないこと」という一項があり、一人の犬嫌いの借家人が大家といえども借家人との契約中にペットを飼うのはけしからんと言ってきた。借家人への禁止事項を大家も守らなくてはいけない。他の借家人は皆犬を飼うことを認めたのに、この外国人ともう一人の女性がどうしても認めてくれない。2人とも既に契約は終了したが、次の契約を結ばず、相談した弁護士の意見で家賃は受け取らない方がいいということで、未払いのまま住み続けている。しかも2人の部屋は家賃が高い方なので、裁判が長びくと私の生活費にもひびいてくる。日本語もわからず、知人もいないということで不動産屋を通さず、保証人もなしで直接契約で入居させてあげたことが、アダになって返ってきた。今の借家法というのは、良心的な大家と店子には不利に、強引な大家と店子には有利にできている。これを機に不動産屋と内外学生センターを通すことにしたが、それでは本当に部屋探しに困っている就学生などには貸してあげられず、仲介料をまけてあげることでもできない。30年間、相互の信頼関係で平和に運営してきたアパートなのに本当に残念だ。善意が逆に悪い方向へいってしまったのが今回の例だと思う。日本の借家法を盾に少しでも自分に有利なようにと考える人には対応を変えていかななくてはならないが、お金も知人も少ない誠実な外国人に対しては、これにこ

## 日本人からみた 外国人居住



## 摩擦を繰り返してまちづくりを 多様な価値観は大久保にとってプラス

森田忠幸さん(大久保通りにある化粧品店の店主)

外国人が数多く行き交う新宿区大久保通りの商店街の一角で、化粧品店を経営する森田さんは、日々の生活の中で、外国人の買い物客と身近に接し、対応してきた。大久保に住みながら商店を営むという立場から、外国人とともに暮らすというのはどういうことなのかについて、その貴重な体験を交えて語ってもらった。

**\*外国人といっても大久保にはいろいろな人がいる**  
お客として外国人女性はたくさん来店します。でも大久保の場合は、大久保ハウス(外国人向けユースホテル)に宿泊する欧米系の若い人、ラブホテル街の安い旅館に滞在して本を執筆している人、戦後來日して商売を成功させて大久保に住み着いている韓国人、留学生・就学生も歌舞伎町のホステスさんもいて、一口に「外国人」といっても決して一つにはくれないのです。接客して非常に感じるのは、生活習慣や価値観が日本人と違うということです。韓国の人はお子さんが店で悪さをしてもタッチしません。親が注意すればいいと日本人は思いますが、自由にのびのび育てることを重んじます。また、品物をじっくり観察して、「ここに小さな傷があってこれは商品としての価値がないが私が買ってあげるから安くして」と言ってきたりします。フィリピンやタイの女性は、顔をこういう風に綺麗にしたいからいい化粧品を紹介してと、日本人にはないストレートさがあります。南米系の方は、店のBGMに合わせて踊ったり歌ったりと大変陽気です。日本にいなが海外旅行をしているようで、そういう意味では大変面白いです。ただ、大久保がマスコミに取り上げられた頃、街に立つ女性のような歓迎できない外国人が多かったことも確かでした。

**\*顧客としての外国人の受け止め方**  
大久保がマスコミで話題になった頃は、商店街にも外国人特需みたいなものがありました。うちの店や、家具、靴、下着、家電などの商売では、いい外国人であれ悪い外国人であれ買い物する人が増えてメリットがあったんです。だから「問題のある外国人を排斥しよう」という動きがあった時、総論賛成だが声高には言わない。靴屋の店先で夜になると客引きをしている外国人女性がいたので、店主が注意しようと思ってふと足元を見たら皆その店の靴を履いている。だから注意しにくくなったとか。豆とか煎餅屋など日本人しか買

わない店では、日本人のお客が減ったとか、外国人が多いと歩きづらいし怖い、と言う人もいます。ただ、この商店街でも外国人は皆排斥してしまおうと考えている人はごく少数。自分たちと同じような生活をする人が増える分には、いろいろな意味でお互いにメリットだと考えています。確かに悪いことをする人もいて、街全体として見たら決してよくないんじゃないかということで、町会や商店街が運動を始めています。でも一部の人の行為で外国人を皆そういう目で見てしまうことは非常に問題です。タイの留学生の女性がどこでも変な目で見られていやだったが、この店ではきちんと対応してくれてとても嬉しかった、と言ってくれたこともありました。マスコミの功罪はすごく感じます。「エスニックタウン」という言葉と街に立つ女性が結びついた書き方をされたので、住んでいる人たちも感覚的に「国際通り」というのはよくない、と捉えてしまったのです。

**\*多様な価値観の存在は大久保にとって良いこと**  
言葉で仲良くやっというのは簡単ですが、日本語も通じなくて生活習慣も違って、ガムをその辺に捨てるとか料理の臭いがきついか、住んでいると実際には非常に大変で、当然摩擦も起きます。でも、世界には感性も価値観も考え方も表現の仕方も違う人がいることが身を持って分かります。大久保の小中学校には外国籍の生徒も帰国子女もいて、お互いの違いを差別とか区別ではなく個性として捉えるような経験を今の子供達はしています。一部を見て全てを判断してしまうような日本人の心の裏側も見えて、気づかされることもあります。そういう意味でも外国人が増えることは決してこの街にとってマイナスにはならないはずで、米国の外国人街のように、人種や民族が固まらなくて自分を防衛できないというのではなくて、先人の知恵も生かして、差別とか区別をなくしていければいいと、この街に住んでいて思います。

## 日本人からみた 外国人居住



# 数字には現れない実態を知ることから 外国人との共存方法を見つけていかなければ

木村妙子さん(大久保の住民・アジア友好の家スタッフ)

社会の谷間に落ち込んでしまっ、にっちもさっちもいなくなってしまう外国人に、救いの手をさしのべる活動を続けている木村さん。生まれてからずっと住んでいる大久保の街の変化を、誰よりも長く、深くみつめてきた。外国人がこの街にくることを止められる状況ではないのだから、彼らと共存していく道をさぐっていかねばと、地域住民として東奔西走の活動をつづけている。

### \*大久保・百人町の「実態」を正しく知ってほしい

私が住んでいるところも、事務所のあるところも、大都会の住宅問題を、象徴的にかかえている地域だと思う。ついこの間まで、木賃アパートが多数を占めていた。近くには大学、専門学校、そして日本語学校も多く、アルバイト口も楽に得られる繁華街の歌舞伎町を控え、交通の便もいいので、留学生がたくさん住んでいた街だった。ところが、バブル時代に木賃アパートがどんどん取り壊され、ビルやマンションに建て替わった。賃貸マンションは、ワンルームでも11~12万円という値段。留学生どころか、日本人の若者でも高く住めない状況となっている。その代わりに、在留資格がなくても現金収入をもつ外国人がもぐった状態で住む街へと変わってきた。ここで見過してはならないのが、分譲マンションの中身だろう。特に、水商売で荒稼ぎをした金で、分譲マンションを購入している外国人もいる。これらの物件は利殖の目的で買われ、日本人の管理人や不動産屋などとの接触もなく、壁の向こうには日本人の知らない世界が現出している。ここに厳しい住宅問題がある。例えば、台湾人や韓国人がオーナーの2LDKの部屋に、2段ベッドを改造した3段ベッドを5台置いて、15人に貸して相当な利益を得ていたり、日本の賃貸システムがよく分からない人に礼金・敷金などを上乗せして、1週間単位、1ヵ月単位(6~7万円)で貸している。この街には不動産屋で断られても、こういう類いの物件がたくさんあることに注目すべきではないだろうか。

### \*地域の人びとの反応

「うるさい」、「匂いがたまらない」などの苦情を、どこかへ持ちこみたい地域住民も増えている。また、周りの日本人の多くが無関心ということにも、問題がある。在留資格のない外国人は、外国人登録ができないので、地域住民としての数字に現れるはずがないが、実はかなりの外国人がこの街には住んでいる。一方、

日本人の大家の中には、最近の不況下で空室が多くなり、今まで断っていた外国人にも進んで貸す人も増えている。15万円の物件が20万円で貸されるというものもある。また礼金・敷金・前家賃を合わせて100~150万円も用意して、必死の思いで借りた外国人に、オーバーステイという弱みにつけ込んで、敷金も返さず2~3ヵ月で追い出し、新たな借り主に貸すという悪質な商売もある。

### \*共存するためにはまず「環境」を見つめること

私はずっとこの街に住んでおり、他に住むことなど考えられない。もちろん、以前から比べると犯罪なども多くなっているが、外国人が突如としていなくなったからこの街は崩壊すると思う。そのためには、彼らと共存していく方法を見つけなくてはならない。それには日本での在留も長く、日本の社会のことが分かり、自国のことも分かるよいリーダーシップのとれる先輩格の人たちの知恵を、もっと借りるべきだ。私たちの活動は、こうした外国人たちとのよいお付き合いの中で行っている。ブローカーが暗躍したり、行政の谷間に落ち込んでしまっ困っている人びとの世界に「ふた」をしているのではダメ。それを一つ一つ問題として認識し、解決していかないと、この社会で彼らと共存する答えは出てこない。例えば、新宿区役所にも外国人相談窓口があるが、オーバーステイの人たちが相談に行けるところではない。中国語も、役所で採用しているのは国交のある大陸の文字で、台湾や他の国から来た中国系の人びとには読めない。また、通訳が足りないからといって、入管や警視庁などでは予算はとっているが、現実対応にはすぐに間に合わないことが多い。PRが不足のために起こる悲劇を繰り返さないためにも、日本の現状を現地に正しく伝えることも必要である。日本の国際化を欧米指向で考えるよりも、圧倒的に多いアジアの人びとの現実と合った対応で考えるべきである。

## 日本の住宅政策は 本当に外国人にも同等なのだろうか

住宅難民とも言える外国人の住宅問題に対して、日本の住宅政策はどのような対応をしているのだろうか。国の方針としては外国人も日本人も同等に扱うという基本的な考え方から、日本の公的賃貸住宅(公営住宅・公社住宅・公団住宅)については、外国人登録をしている合法的な外国人居住者に対して日本人と同様の入居条件・入居資格を保障するよう建設省が通達による指導を実施している。制度的には一応外国人も日本人と同等ということが出来るだろう。ところが問題なのは、制度上は同等でも外国人の実情とこれらの賃貸住宅制度がうまくかみ合わないことにある。これらの賃貸住宅は賃貸住宅市場全体から見れば供給量が少なく、住戸タイプも世帯用が多い。日本に長期間滞在し家族で来日している外国人ならば、日本人と同様に抽選待ちもできるのだが、滞在期間が短く単身者の場合はなかなか難しい。例えば日本が積極的に受入れている留学生の場合は、経済的な面からも公的住宅を希望する人が多いが、現状では入居は難しい。制度上は日本人と同等であるが、なかなか活用しにくいところに問題がある。結局民間の賃貸住宅に頼らざるを得ない。しかし、そこで「外国人お断り」の壁にぶつかるといのが実情である。

一方、民間賃貸住宅の家主にしてみれば、本号で報告したとおり「外国人お断り」にはそれなりの理由もある。家主はトラブルが発生した時に、いったいどこに相談にいったらいいのか、誰が問題の解決に力を貸してくれるのか。また、生活習慣の違いや言葉の問題から火災などの心配はないかなど不安の種はつきない。都の民間賃貸住宅家主に対する調査(\*)では、外国人の入居に際する不安な点として、保証人がいないことをあげる人が最も多かった。外国人の住宅問題の背景には「高齢者お断り」のケースと似通った状況があり、民間賃貸住宅家主にすべてまかせるしかないというのはやはり問題であろう。例えば、自治体等によるトラブルの相談窓口の設置や、家主と外国人入居者双方にトラブルを未然に防止するための情報提供や外国語を併記した標準契約書の作成等、行政側からの支援方策も考えられるのではないだろうか。また、民民の契約事項とはいえ国としても、不動産仲介業者に対して、高齢者・障害者の入居差別の問題と同様に外国人の問題について、一層の努力を指導することもできるのではないだろうか。もちろん最終的には日本人自身の意識改革の問題が大きいのであるが、外国人にとって本当の意味での同等を保障するためには、制度上の文言だけではなく、運用面からみてもきちんと同等が保障されるようバックアップが必要だろう。

日本語が堪能で在日歴も長く、日本の生活習慣を熟知している外国人でも「入居差別」に出会うことがある。このような状況に対して、東京都および新宿区は、条例で国籍による入居差別の解消を謳っているが、これが現段階では最も先駆的な事例である。しかし移民の歴史の長いフランスでは、住宅の賃借に関して正当な理由なく拒否することは、人種に基づく差別として処罰されることが法的にも明文化されている。一橋大学の内藤さんが指摘するように、外国人の居住条件を日本人以上に優遇する必要はないが、同等の権利は保障されなければならない。

\*「民間賃貸住宅の入居機会の確保のための啓発等のあり方について」平成4年、東京都住宅政策審議会

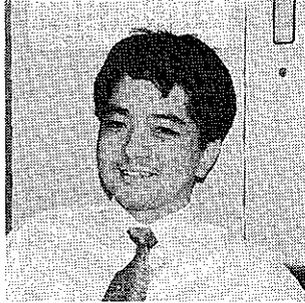
## 外国人住宅市場の動向と 住宅管理のあり方を考える

一方、外国人の住宅事情の厳しさが、新たな外国人住宅市場を生み出している事実にも、今後は注視する必要があるだろう。昨今の不況の影響で日本人入居者が減少した大久保では、外国人の住宅事情を逆手にとって、日本人に比較して割高な家賃で外国人に貸したり、悪質な方法で不当な利益を得ている業者もでてきている。また、当初から外国人向けマンションとして建設されたものの中には、10㎡で10万円の超狭小超高額ワンルームマンションもあり、将来の住宅ストックとしても問題がある。

また住宅管理のあり方にも着目する必要がある。近年老朽化した木賃アパートのマンションへの建て替えに伴い、住宅の管理を管理会社に委託するというケースが増えてきた。資産運用型賃貸住宅では、不動産会社が賃貸住宅の建設から入居者の募集選考・家賃徴収・管理まで一括して代行し、オーナーを募集するため、極端なケースではオーナーが北海道在住ということもある。管理委託形式は、管理の質の向上という意味で評価される点も多いが、家主や管理人が不在のケースではそれなりの問題もでてきた。これまでは家主や管理人がいれば、様々なトラブルに対して外国人入居者と近隣住民を繋ぐチャンネルの役割を果たすことができた。今後管理委託等の増加により不在家主が増えた場合には、いったい誰がその役割を果たすのだろうか。また本誌5号で報告したように礼金や保証人・外国人登録証を必要としないウィークリーマンションが、外国人の住宅として重宝に利用され、管理人不在のままに全室国籍の異なる外国人が居住している事例もある。さらに賃貸住宅に限らず分譲住宅でも問題が起きてないわけではない。分譲住宅の場合、賃貸でない以上、誰がどういう使い方をしても文句を言うことができない。たとえば新宿区大久保界隈のように歌舞

(⇒12頁につづく)

## 外国人居住への私の提言



# 日本人も外国人も住宅政策上は区別しないむしろ重要なのは人びとの意識改革

橋本公博さん(建設省住宅局住宅建設課 課長補佐)

1992年末の外国人登録者数は128万人、日本人総人口の1%を越えた。日本で生活する外国人が増えるにつれ彼らの住宅問題も深刻になってきた。この現状を日本の住宅政策に携わる人たちはどのように考えているのか。日本の外国人に対する住宅政策の現状はどのようになっているのだろうか。今後のコミュニティのあり方は如何に。建設省若手担当官に個人的な所見も含めてうかがった。

**\*住宅政策は外国人も日本人と同等が原則です**  
国の方針で、外国人登録をして正式に日本に入国を認められている外国人の住宅については、日本人と同じように扱っています。それ以上に特別扱いをするということではありません。公団・公社・公営住宅に関しても日本人と同等の扱いをするようにとってきていますし、法律的な枠組みもあります。ただし公営住宅法上、入居者の住宅困窮度の測り方がある程度地方公共団体の判断に任せられているので、若干取り扱い上の差はあるんですが、これは地域の実情に応じての話なので、建設省として統一的な指導はしていません。また公営住宅の情報提供について、先進的な地方公共団体では、英語や中国語でパンフレットを作成しているところもあります。我々が総ての公共団体に外国語による情報提供をしてくださいとお願ひしてもいいんですが、現実的には事務量の問題もあってなかなか難しいですね。

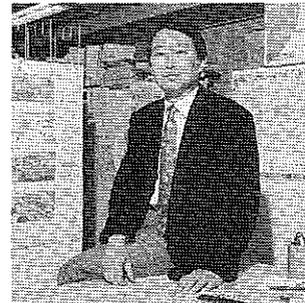
**\*留学生の住宅確保は積極的に対応したい**  
留学生の住宅問題については、文部省と協力しながら検討を始めています。外国人の住宅問題の中で建設省が扱える範囲というのは、正規に入国している人達に限られています。中でも留学生については、『留学生受入れ十万人計画』という目標値がはっきりあって、国として受け入れるという大前提がある。ところが居住状況が必ずしも良くない。そこで建設省としても対応しようと、留学生住宅については、平成4年度から大蔵省に予算要求をしています。去年は通らなかったんですけど、今年も折衝中です。しかし就学生の扱いとなると難しい。けっして居住状況がいいとは思わないんですが、国として積極的な受け入れ方針がない以上、我々としても積極的に対応できる部分ではないんです。もちろん外国人登録をしていけば、日本人と同等の扱いをするということまでは保障しています。また日系人のような外国人労働者に関しては、今のところ企業

がそこそこに対応しているので、さほど居住状況は悪くないんじゃないかと。研修生についても、企業がある程度住宅の確保をしている。

**\*入居差別の解消には日本人の意識改革が必要**  
外国人に対する入居差別の解消をというのは、心情的には良くわかるのだが、民間と民間の取引に建設省がどこまで口を出していいのかという問題もあるんです。差別をなくしていただきたいというお願ひをすることはできるのだが、民民の問題に公が直接関与はできない。建設省が関与できる部分は、公的な資金が入る住宅とか公的な関与ができる部分に当面は限られる。この問題は、根本的には文化に関わることなので、いくら建設省が旗を振っても一般国民の意識改革を待たねばならない。公の関わり方としては、連帯保証人に公共団体になるという方法もあると思うんですが、実際には債務保障の問題もあるので難しい。ある意味ではボランティア的なレベルでないと対応できないんじゃないかな。

**\*外国人の集住を特別視すること自体に問題がある**  
これは私の個人的な考えですが、コミュニティの問題は、日本人と外国人をミックスする方がいいのか、ある程度まとまっている方がいいのか、考え方は2つあると思う。確かに、どこを切っても金太郎飴が理想かもしれないけど、いろいろな習慣とかあって、ある程度固まっているほうが、外国人の人も住みやすい部分もあるのでは。自由な意思による選択なら、それはそれで認めていっていいように思います。むしろ、それを特別な目で見ること自体が問題では。日本人であれ外国人であれ、全然差別なく見ていければ、どちらでもあまり気にならないはず。問題視することが、逆に差別につながるのではないかという気がするんです。文化上の摩擦が出るのは仕方がないことで、もっと住まい方とか違うレベルで解決すべき問題ではないでしょうか。

## 外国人居住への私の提言



# 政府・行政レベルの取り組みも大切だが地域を軸にじっくり活動していくことも必要

林泰義さん(都市計画家・計画技術研究所所長)

林さんは、都市計画のコンサルタントとして、東京都世田谷区等でさまざまなまちづくりを展開する一方で、アメリカの非営利団体による地域の環境改善運動などの先進的事例も研究し紹介している。それらの経験も踏まえて、専門家の立場から、現在の外国人居住問題や今後の取り組みの方法論などについて、お話をうかがった。

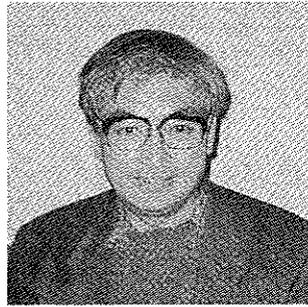
**\*他の事例から学び、じっくり取り組むことが必要**  
現在の日本のニューカマーズの問題は、まだ、過渡期にあるという気がする。中国の歴史を見ると、周辺民族との戦争を繰り返して、その度にいろいろな形の混乱が起こったと思うんだけど、それを長い歴史の中で吸収して現在にいたっていることを考えると、異民族の問題は非常に時間がかかると言えるだろう。アメリカにしてもヨーロッパにしても、現代的な意味での多国籍化の経験はそれほど長くはない。さまざまな経験をし、社会の仕組みができあがりつつあるという状況にある。直ちに結論に至るとするのは難しいし、どこかに嘘があるという気がする。やはり時間をかけてじっくり取り組む必要がある。民族にかかわる問題は時間の流れの中で状況も変わる。ドイツなどでは過去積極的に外国人労働者や移民を政策的に導入した時期があったが、旧東ドイツとの合併により経済が悪化し失業問題が起きてくると、庶民の中に差別的な感情が生まれてしまう。開放された社会では避けられない問題だけど、さらに文化や宗教的な要因も加わってくるので、いろいろな実態をじっくり知ることが大切。そういうことも含めて、我々の歴史の中で在日朝鮮・韓国人や被差別部落の問題がどうであったか、中国の長い歴史や欧米での比較的新しい歴史の中ではどう対応してきたかを勉強し整理していくことが重要だろう。

**\*庶民レベルの交流が重要である**  
異民族共存の社会をつくり上げていくためには、政府や行政レベルで取り組むことも必要だが、それとは別に庶民の間で独自に交流を進めていくことも重要だ。文化は大劇場や美術館でのハイカルチャーな交流を通して発達する面もあるだろうが、もっと、庶民レベルで生活している人間同士が接してお互いに伝わりあうような、生活習慣や宗教も含めた交流がきっかけででき上がっていく部分もある。そういうものが自然に生まれて結びついたり形になるには時間もかかるが、

いろいろなものを新たに生んでいく非常に得難い良いきっかけになると思う。そうした中から、本当の意味での人権思想がわれわれひとりひとりの中に根づいていくのではないだろうか。

**\*日本でもコミュニティをベースにした活動が必要**  
我々自身も日本の制度についてよく知らない。問題に直面した外国の人の話を聞いて、はじめて気づくこともあるが、そういうことをひとつずつ解決していくことが重要だ。制度的に根本的に見直すべきこともたくさんあると思うが、その過程ではかなり運動的な取り組みが必要になってくるだろう。そういう時に、急に「住み分け」とか「混住」とか言いだすと、問題が誤った方向に選択される危険がある。同時に、現実のコミュニティで起こっていることにどれだけ日常的にかかわれるのかということも大切だ。そして、彼らの生活を含めた現状について皆に分かりやすく伝えることや、制度的な矛盾がどこにあるのか、多様なチャンネルを通じて発見したり問題提起することが必要だろう。例えばアメリカの話で言えば、多国籍の居住者が集まる衰退地域の環境を改善するために、コミュニティをベースにした非営利組織がかかわっている事例が多数ある。コミュニティの中で数カ国の新聞が発行され、職業訓練や職場の斡旋など、ニューカマーズが社会的な自立に至るまでの非常にきめの細かいプログラムを展開している。日本でも個人の試みとしては各地でがんばっている人達が大勢いると思うが、アメリカが日本と決定的に違うのは、それらの地域の活動を支援するためのシステムをつくりだしているところにある。自治体も活動体を支援し、民間では基金(ファンデーション)などインターメディアリーという中間団体をつくり支援している。非常に現実的で迫力のある、底力のある活動を展開し、問題解決に取り組んでいる。日本でもどのような社会システムをつくりだしていったらよいか考えていく必要がある。

## 外国人居住への私の提言



# 在日韓国人・朝鮮人の経験を踏まれば “住み分け論”には慎重にならざるを得ない

内田雄造さん(東洋大学工学部建築学科教授)

日本の外国人居住問題はなにもニューカマーズに始まったわけではない。内田雄造さんは、在日韓国人・朝鮮人や被差別部落の居住問題、そしてアジアのスラム問題に長年携わり、近年オーバースティの外国人労働者の居住問題にも取り組みはじめている。そこで、在日韓国人・朝鮮人の居住問題が経てきた経験を踏まえて、これからの日本の外国人居住のあり方について語っていただいた。

### \*外国人労働者の居住問題研究のむつかしさ

私はACHR(Asian Coalition for the Housing Rights)のメンバーとしてアジアのスラムのまちづくりに関わっているが、アジア諸国を訪れた折に、現地から日本に働きにきている労働者の労働・生活条件が話題になることが少なくない。こんな経緯もあり、私は3年前から外国人労働者の居住問題に取り組み始め、先ず池袋・新宿に居住する外国人の調査で一定の成果を得た。しかし、これらの地区で調査に応じてくれる外国人は就学生や留学生が多く、オーバースティの労働者の実態は未だ漠としている。それではと、川口市を対象に調査を行いつつあるが、ここでまた別の問題に逢着した。オーバースティの労働者から「身の危険をおかしてまで、なぜこんな調査に協力しなくてはいけないのか」と質問され、回答に窮してしまったのである。外国人労働者側での運動が存在しない限り、個々の労働者に対して納得してもらえない回答はきわめて難しい状況にある。

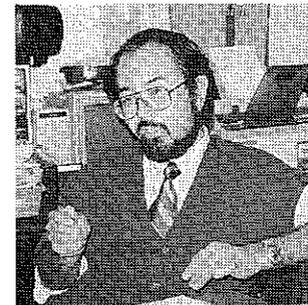
### \*集住をどう考えるか

現在、池袋・新宿といった地区で外国人労働者の集住が進みつつあることは明らかであり、これが住み分けやセグリゲーションにつらなるのか否かに、私たちは大きな関心を抱いている。本誌4号の「視点」で喜多川豊宇さんが「住み分けこそ外国人と共生していく知恵」との主張を展開されている。私も住み分けが外国人労働者にとっても一定の利便をもたらすものであるという主張に異議はない。しかし、住み分けあるいはセグリゲーションの他の一面、日本人側から外国人労働者との関係性の回路を閉じてしまうことを合法化してしまう危険、その結果としての差別の再生産の危険には注意を払っていく必要があるように思われる。少なくとも、戦前、戦後に至る在日韓国人・朝鮮人の居住環境に関してみれば、住み分けは明らかに差別と結びついてきたと断言できよう。

### \*在日韓国・朝鮮人の居住問題は最も身近な先行事例

1920年代後半から30年代にかけて、大阪を中心とする関西、九州の諸都市で朝鮮人の居住問題が社会問題となった。当時の調査によれば、日本人家主が朝鮮人への貸家をいやがった理由として、①家賃を滞納する、②乱暴な住み方をする、③多人数が居住する、④転賃が多い、⑤生活習慣が違い、周りの日本人借家人が転居してしまうし、日本人が朝鮮人に貸してくれるなどという要求が強い、といった項目が挙げられている。①を除く4つの理由は、今日外国人労働者が忌避される理由と重なり合う。そして、朝鮮人はスラムや被差別部落に居住することになり、あるいはそれらに連担する形で不良住宅地区を形成することになった。また、朝鮮人が強制もしくは半強制的に鉱山や建設労働に従事させられ、その飯場が戦後そのまま居住地としてスラム化した例も地方都市では少なくない。今日、同和対策事業により被差別部落の環境は一変した。しかし、在日韓国人・朝鮮人の居住地に対しては公的な環境整備はほとんどなされておらず、相変わらず環境の悪い居住地も少なくない。私たちにとって、戦前、戦後の在日韓国人・朝鮮人の居住問題は、外国人労働者の居住問題の最も身近な先行事例であり、政治的・行政的にも在日韓国人・朝鮮人の居住問題への対処を抜きにして外国人居住問題を論ずることはできないと思われる。一方外国人労働者を分散させるといった形から統合することは私には良いとは思えず、またそのような試みが成功するとも思えない。むしろアメリカで試みられているように、彼等自らが主体的に定住にむけて努力することを、市民団体や行政がバックアップしていくプログラムに私は注目している。しかし、当面は外国人労働者が合法的に労働しうる条件を整えることが先決であり、そのような条件の中で彼等が適正な住環境を要求し、自立的・主体的に運動が構築しうるよう、共に努力していきたいと私は考えている。

## 外国人居住への私の提言



# 移民社会も変化していくもの 受入れ社会が“あるべき論”で迫るのはいけない

内藤正典さん(一橋大学社会学部助教授)

既に数十年の歴史を有するドイツの移民社会。外国人と共に暮らすというのはどうということなのか。日本はまだ入口にさしかかったばかりであるが、住宅政策やまちづくりの視点も含めて、先進事例のドイツに学ぶべきことは何か。1990年のドイツ統一前後を通してドイツのトルコ人社会を研究してきた内藤正典さんに語ってもらった。

### \*トルコ人集住地区はなぜ形成されたのか

ドイツのトルコ人集住地区は自然発生的に形成されたものである。当初出稼ぎの予定でドイツに来た外国人労働者は、単身だったこともあり工場等の寮に住んでいた。やがて滞在期間が長期化するにつれ家族の呼び寄せが始まった。しかし彼らはいずれはトルコに帰国しようという思いから、家賃は極力きりつめて収入は貯蓄にまわしていた。職住近接で低廉な家賃の住宅を探した結果、ある地域にトルコ人集住地区が形成されたのである。ドイツ人の学者やプランナーは、この集住地区の居住環境が劣悪だと問題にするが、トルコ人がそういう場所に押し込められたというよりも、むしろ彼ら自身の選択の結果と言える面もある。しかしドイツで生まれ育ちドイツで生きていく第二世代の時代になれば、住まいや環境に対する考え方も変わるだろう。

### \*トルコ人にとっての集住のメリット・デメリット

トルコ人にとって集住は、メリット・デメリットの両面がある。特に農村出身でドイツ語もできない第一世代の女性にとっては、彼らの心理的プレッシャーを減らす大きなメリットがある。しかし第二世代以降にとってはトルコの食料品を売っているとか、情報交換をできるといった利便性以外にはそれ程のメリットはない。一方最大のデメリットは教育の問題である。外国人の子どもが多い地区の学校では、ドイツ人の家族が子どもを転校させてしまうので、7・8割がトルコ人というクラスもできてしまう。まだ子どもが小さくて柔軟なうちにドイツ人と外国人の共存の方法を教えようと思ってもそれができない。またトルコ人にとってはドイツ語を学ぶ機会が少なくと上級学校への進学が難しくなり、その結果将来ドイツ社会の底辺に位置づけられることになりかねないという問題がある。

### \*日本がドイツの外国人受入れ政策に学ぶこと

ドイツでは参政権を除けば、制度上ドイツ人と外国人を差別していない。ドイツの公共住宅に当たる「社会

住宅」でも、あくまでも所得など住宅の困窮度によって優先順位が決まるので、ドイツの方が優遇されるということはない。ただ民間住宅では入居差別の問題にぶつかることもある。けれども日本のように崩壊的に差別が起こるということはない。ドイツでは差別する側も、差別に反対する側も、「何故外国人に差別するのか」「どうしたら差別を解消できるのか」両者の意見がオープンに議論されている。そしてドイツでは外国人を受け入れた以上、彼らを安い労働力として社会の底辺に固定するのではなく、ドイツ人と同様に、教育や社会的地位向上の権利を保障している。ドイツ社会にだって、もちろん外国人差別の現実はある。しかし国として保障すべきことは何か、越えてはいけない一線をどこで踏みとどめるのか、ドイツに学ぶべき点はそこにある。日本ではその議論がなされていない。日本人が3K労働も厭わないというなら別であるが、現在の生活を享受しようと思えば外国人労働者の流入は必然である。居住の問題でも、日本人以上にする必要はないが、しかし居住の機会や権利を奪うというのは常識外である。外国人と共存していくためのまちづくりを、初めから考えた国なんてどこにもない。今言えることは、現段階で外国人との混住か住み分けかという問題に、受入れ社会の方が「こうあるべき」と介入すべきではないということ。彼らにとって同郷の人が一緒に居たほうが良い時期もある。しかし第二世代になればまた状況も変わる。いきなり日本人と混住しなさいというのは同化を迫ることにもなる。結果的に外国人と日本人と一緒に住むというのは、ひとつのかたちとしてあると思うが。必要なのは彼らに日本人と同等の権利を保障すること、そしてどのレベルまできたら同等なのか、きちんと評価する手法の確立である。その先は彼らの自由意思に任せるべきではないか。一番大切なことは、移民の社会自身も変化していくものだということをお我々自身も認識することにある。

(⇐7頁より)

伎町という盛り場を控えた地域では、様々な職種の外国人がいるため状況は一層複雑である。分譲住宅の一室がいろいろな用途に使われる可能性がある。治外法権的な状況の発生に不安を覚え、旧来からの日本人住民が転出していくケースもあるという。住民と入居者を繋ぐ接点がないままに地域に忽然と外国人が集住する住宅が出現する、これは近隣住民にとっては脅威である。その結果、最も懸念されることは、本来は管理のあり方自体に問題があるにもかかわらず、問題の本質が議論されないままに「だから外国人は問題だ」と、地域社会が外国人を排斥する方向に動く危険性はないだろうかということである。同時に、地域社会と断絶した形で外国人居住者が増えつづけることは、地域の日本人住民にとっても望ましいことではない。管理システムがもたらす地域社会と外国人居住者との関係の変化を把握しておく必要があるのではないだろうか。

## 日本の外国人居住は過渡期にある 早急に結論を求めることは問題だ

次に、もう少しまちづくり的な視点から、外国人居住問題を考えてみたい。最も大きなテーマは、私たちと外国人との共存は如何にということであろう。日本人と外国人の“混住”か“住み分け”かといった質問をいただく機会も多い。そこで、この問題に関して、今回の特集の中でも、移民社会の現状や居住問題に詳しい識者の方に意見をうかがった。

一橋大学の内藤さんが指摘するように、異国に来たばかりの人々にとって、言葉も生活習慣もわからない時期は、親族・友人・知人など同国人が集まって生活したほうが日常的な相談や情報交換など様々な面で心強い。また集住することにより、母国の食料品やビデオを扱う商売や飲食店が成立するようになり、暮らしやすい条件が整っていく。そしてまた集住が促進されるというのは、海外の事例を見るまでもなく、日本でも大久保界隈での外国人の集住化現象や日系人の多い浜松市や群馬県大泉町に見ることができる。しかしその一方で、同国人が集まり極端なかたちで集住化が進行した場合には、母国語だけで生活できる地域社会が形成されてしまうため、その中で生活する限り、受入れ国の言葉を覚えられないという弊害もある。日本語の理解力が深まるにつれ生活上での様々なトラブルは減少していくという話もあり、言葉の問題はやはり大きい。また日本人と外国人の相互理解という意味でも問題がないとは言えない。たとえば、様々な国籍・様々な在留資格の外国人が地域の中で日本人と混在する形で生活している状況にある新宿区では、もちろんトラブルも多いが、そのぶん日本人と外国人が

接する機会も多く「外国人と一口に言っても日本人と同じでいろいろだよ。」といった回答が返ってくる。一方、日系人が工場の社宅に囲込まれるようにして生活している都下のH市では、日本人住民から「駅前に外国人がたむろしていて怖い」といった反応も聞かれたという。東洋大学の内田さんによれば、在日朝鮮・韓国人が日本人と住み分けせざるを得なかった結果両者の関係性の回路が閉ざされ、差別化の一つの要因となったという話があったが、H市にみるこのような極端な住み分けが、同様の危険性を孕んでいることをうかがわせる。しかし、だからといって受入れ社会が、無理やり混住化を図るのは問題であるというのが、今回意見を伺ったすべての人々に共通する認識であった。ともすると私たちは“あるべき論”をふりかざしかねない。しかし重要なのは、日本で暮らす外国人自身が、自らの選択で彼らの住まい方を選択する自由を保障することである。そして、彼らによる選択は、おそらく“混住”か“住み分け”かの二者択一ではないだろう。その時々で彼らの自由な意思や事情に応じて、“混住”あるいは“住み分け”を自由に選択できること、その自由を保障することが大切なのではないだろうか。いま私たちができることは、私たちが“あるべき論”を提示することではなく“混住”にしても“住み分け”にしても、在日朝鮮・韓国人の経験や諸外国の移民社会が経てきた歴史を見直しながら、それぞれのメリット・デメリットやそこから生まれてくる問題を明らかにし、メリットを活かしデメリットを回避するためにはどうしたらよいか、日本で暮らす外国人とともに考えていくことではないだろうか。やはり、時間をかけてじっくり取り組むことが必要であろう。

もちろん住宅だけの問題ではなく、外国人にとって医療・教育・年金などの諸制度も、日本人と同等の権利が保障されているのか、保障されていないとしたらどうしたらいいのか、考えていく必要がある。しかし、彼らにとって本当の意味で同等の権利が保障されるためには、今後、外国人自身が自分たちの権利を主張し問題を解決していく機会を、いかにしたら得られるのか議論しない限り難しいのかもしれない。

---

編集・発行：まち居住研究会（ジョ・プランニング内）

〒102 東京都千代田区飯田橋 4-5-4-201

TEL 03-3238-0574 FAX 03-3238-7878

スタッフ：稲葉佳子(フナト)・塩路安紀子(フナト)

松井晴子(ディター)・小菅寿美子(顧問)

---

『住宅時事往来』第6号 頒価 200円（送料実費）

タイトル文字：松井なつ代